

経 済 産 業 省

20210407保局第4号

保税扱いの高圧ガス容器、高圧ガスの輸出専用の高圧ガス容器等の特別充填についての一部を改正する規程を次のように制定する。

令和3年5月18日

経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官



保税扱いの高圧ガス容器、高圧ガスの輸出専用の高圧ガス容器等の特別充填についての一部を改正する規程

保税扱いの高圧ガス容器、高圧ガスの輸出専用の高圧ガス容器等の特別充填について（20180323保局第11号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改める。

○保税扱いの高圧ガス容器、高圧ガスの輸出専用の高圧ガス容器等の特別充填について（20180323 保局第 11 号） 新旧対照表
 （改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。）

改 正 後	改 正 前
保税扱いの高圧ガス容器、高圧ガスの輸出専用の高圧ガス容器等の特別充填について 制定 20180323 保局第 11 号 平成 30 年 3 月 30 日 改正 20201218 保局第 1 号 令和 2 年 12 月 25 日 20210407 保局第 4 号 令和 3 年 5 月 18 日	保税扱いの高圧ガス容器、高圧ガスの輸出専用の高圧ガス容器等の特別充填について 制定 20180323 保局第 11 号 平成 30 年 3 月 30 日 改正 20201218 保局第 1 号 令和 2 年 12 月 25 日
1. 個別許可の場合 (1) 充填する容器は、次に定める基準に適合するものであること。 イ [略] ロ 別記(1)の国の規格（グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国、フランス共和国及びドイツ連邦共和国が <u>それぞれの国内法令に基づき</u> 採用する高圧ガス容器の EN 規格又は ISO 規格を含む。）に適合していることが、別記(1)の国の公的機関又は当該公的機関が認めた検査機関若しくは検査員によって認められていること。 ハ 容器保安規則（昭和 41 年通商産業省令第 50 号）第 24 条に規定する期間内に別記(2)の国若しくは地域の公的機関又は当該公的機関が認めた検査機関若しくは検査員が行う別記(1)の国の規格（グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国、フランス共和国及びドイツ連邦共和国が <u>それぞれの国内法令に基づき</u> 採用する高圧ガス容器の EN 規格又は ISO 規格を含む。）による再検査に合格していること。 ニ・ホ [略] (2) [略]	1. 個別許可の場合 (1) 充填する容器は、次に定める基準に適合するものであること。 イ [略] ロ 別記(1)の国の規格（ <u>EU 指令に基づき</u> グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国、フランス共和国及びドイツ連邦共和国が採用する高圧ガス容器の EN 規格又は ISO 規格を含む。）に適合していることが、別記(1)の国の公的機関又は当該公的機関が認めた検査機関若しくは検査員によって認められていること。 ハ 容器保安規則（昭和 41 年通商産業省令第 50 号）第 24 条に規定する期間内に別記(2)の国若しくは地域の公的機関又は当該公的機関が認めた検査機関若しくは検査員が行う別記(1)の国の規格（ <u>EU 指令に基づき</u> グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国、フランス共和国及びドイツ連邦共和国が採用する高圧ガス容器の EN 規格又は ISO 規格を含む。）による再検査に合格していること。 ニ・ホ [略] (2) [略]